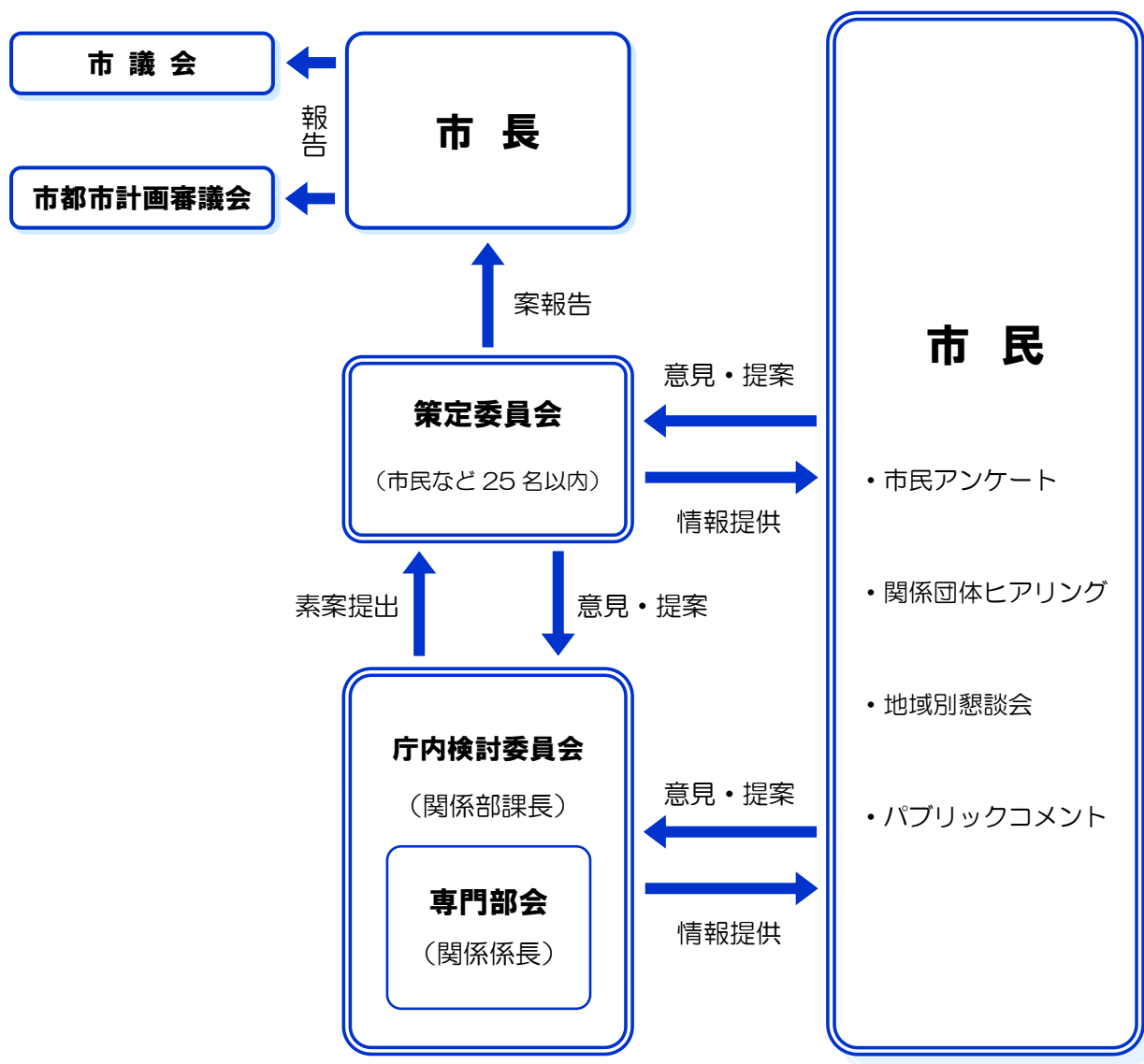


參考資料

1 都市計画マスタープラン策定組織図（平成 25 年度版 策定時）



2 都市計画マスタープラン策定経過（平成25年度版 策定時）

（1）庁内検討委員会専門部会

回 数	開催日	内 容
第1回	平成24年 10月2日	・都市計画マスタープランの策定について ・策定スケジュールについて ・関係課ヒアリングについて
第2回	平成25年 2月1日	・都市計画マスタープラン目次構成について ・都市計画マスタープランの骨子整理について
第3回	平成25年 5月8日	・真岡市の現状と課題について ・都市づくりの目標と将来フレームについて ・全体構想について
第4回	平成25年 7月23日	・第2章 まちづくりの目標及び第3章 全体構想の修正について ・第4章 地域別構想について ・第5章 まちづくりの推進方策について
第5回	平成25年 10月31日	・素案の追加・修正について ・地域別懇談会における意見への対応方針（案）について

組 織	役 職	備 考
企画課	企画調整係長	
安全安心課	生活安全係長	
総務課	総務文書係長	
福祉課	高齢者福祉係長	
商工観光課	商業係長	
農政課	農政係長	
環境課	環境保全係長	
建設課	管理係長	
都市計画課	計画係長	部会長
〃	維持管理係長	
〃	総合運動公園整備係長	
区画整理課	管理係長	
下水道課	工務係長	
水道課	工務係長	
学校教育課	学校教育係長	

(2) 庁内検討委員会

回 数	開催日	内 容
第1回	平成25年 2月14日	・都市計画マスタープランの策定及び策定スケジュールについて ・都市計画マスタープラン目次構成について ・都市計画マスタープランの骨子整理について
第2回	平成25年 5月22日	・真岡市の現状と課題について ・都市づくりの目標と将来フレームについて ・全体構想について
第3回	平成25年 8月6日	・第1章 真岡市の現状と課題から第3章 全体構想の修正について ・第4章 地域別構想について ・第5章 まちづくりの推進方策について
第4回	平成25年 11月8日	・素案の追加・修正について ・地域別懇談会における意見への対応方針について

組 織	役 職	備 考
—	副市長	委員長
総務部	総務部長	
市民生活部	市民生活部長	
健康福祉部	健康福祉部長	
産業環境部	産業環境部長	
建設部	建設部長	副委員長
教育委員会	教育次長	
企画課	企画課長	
総務課	総務課長	
安全安心課	安全安心課長	
福祉課	福祉課長	
商工観光課	商工観光課長	
農政課	農政課長	
環境課	環境課長	
建設課	建設課長	
都市計画課	都市計画課長	
区画整理課	区画整理課長	
下水道課	下水道課長	
水道課	水道課長	
学校教育課	学校教育課長	

(3) 策定委員会

回 数	開催日	内 容
第1回	平成25年 2月21日	・都市計画マスタープランの策定及び策定スケジュールについて ・都市計画マスタープラン目次構成について ・都市計画マスタープランの骨子整理について
第2回	平成25年 5月29日	・真岡市の現状と課題について ・都市づくりの目標と将来フレームについて ・全体構想について
第3回	平成25年 9月2日	・第1章 真岡市の現状と課題から第3章 全体構想の修正について ・第4章 地域別構想について ・第5章 まちづくりの推進方策について
第4回	平成25年 11月21日	・素案の追加・修正について ・地域別懇談会における意見への対応方針について



平成24年度～平成25年度

選 出 区 分	氏 名	備 考
1号 学識経験者	陣内 雄次	委員長 宇都宮大学教授
2号 地域代表	日下田勝男	真岡地区区長会推薦
2号 地域代表	小堀 守 (H24) 横山 一夫 (H25)	山前地区区長会推薦
2号 地域代表	関 一男	大内地区区長会推薦
2号 地域代表	仙波 英夫	中村地区区長会推薦
2号 地域代表	野澤 弘美 (H24) 小島 守市 (H25)	二宮地区区長会推薦
3号 各種団体（商工）	田上 貴	副委員長 真岡商工会議所
3号 各種団体（商工）	久万 澄勇	にのみや商工会
3号 各種団体（商工）	川島 勝明 (H24) 田中 修二 (H25)	真岡工業団地総合管理協会
3号 各種団体（農業）	細島 昇	真岡市農業委員会委員
3号 各種団体（農業）	飯野 裕司	はが野農業協同組合
3号 各種団体（農・青）	上野 一基	真岡市青少年クラブ協議会
3号 各種団体（青年）	大瀧 武志	真岡青年会議所
3号 各種団体（女性）	塩野 純子	真岡市女性団体連絡協議会
3号 各種団体（業界）	助川 克一	栃木県宅地建物取引業協会
3号 各種団体（業界）	浅香 久雄	真岡市建設業協会
4号 都市計画審議会	高橋祐見子	4号委員（公募委員）
5号 議会代表	木村 壽雄 (H24) 星野 守 (H25)	真岡市議会建設常任委員長
6号 行政関係者	根岸 昭夫	栃木県都市計画課長
7号 公募委員	高橋由起子	公募
7号 公募委員	柳 真弓	公募
7号 公募委員	猪野 麻美	公募
庁内検討委員会	内田 龍雄	副市長
庁内検討委員会	細島 誠	建設部長

真岡市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画の基本計画となる真岡市都市計画マスタープランを策定するに当たり、真岡市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 都市計画審議会委員
- (5) 議会代表者
- (6) 行政関係者
- (7) 公募による者
- (8) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に掲げる報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

(4) 地域別懇談会

地 域	開催日	参加者数	内 容
真岡地域	平成25年10月1日	64名	素案の説明、質疑応答
大内地域	平成25年10月3日	21名	素案の説明、質疑応答
山前地域	平成25年10月7日	33名	素案の説明、質疑応答
中村地域	平成25年10月10日	37名	素案の説明、質疑応答
二宮地域	平成25年10月15日	46名	素案の説明、質疑応答
合 計	—	201名	—

真岡地域



大内地域



山前地域



中村地域



二宮地域



3 用語集

《あ行》

【アクセス道路】

大規模な都市施設、観光地などに連絡する道路や、空港・鉄道駅・港・高速道路のインターチェンジへ結ぶ道路のことです。

【宇都宮都市計画】

宇都宮市域の全部、鹿沼市域の一部、真岡市域の全部、上三川町域の全部、芳賀町域の全部、壬生町域の全部、高根沢町域の全部を範囲とした都市計画区域です。

【移動制約者】

交通行動上、人の手助けや機器を必要とし、安全な移動に困難が生じたり、身体的な苦痛を生じるなど移動に制約を受ける人々を指します。

【エリアマネジメント】

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者などによる主体的な取り組みのことを指しています。また、「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進などに加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承など、ソフトな領域のものも含まれます。

【沿道サービス】

道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる商業施設、給油所、道路管理施設などの建築物をいいます。

《か行》

【街区公園】

主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250mの範囲内で1カ所当たり面積 0.25haを標準として配置します。

【街路】

歩行者や自転車の通行機能を果たす施設で、市街地内の道路を総称しています。狭義には都市計画道路をいいます。

【合併処理浄化槽】

トイレの排水と生活雑排水(台所・お風呂の排水など)と一緒に処理する浄化槽のことです。

【既存ストック】

これまでに蓄積されてきた道路・公園・下水道などの都市基盤や住宅・商業・工業などの都市機能のことです。

【狭あい道路】

幅が狭い道路のことで、一般に幅員が4m 未満のものをいいます。

【緊急輸送道路】

阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路、一般国道及びこれらを連絡する県道と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、重要度に応じて3種類に分類されています。

第1次特定：高速自動車国道や一般国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路。

第1次：地域間の支援活動としてネットワーク

される主要道路。

第2次：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線。

【グローバル化】

社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象です。

【経済社会のサービス化】

国内総生産において、第三次産業を中心に、サービスの占める割合が高まることをいいます。

【経済社会のハイテク化】

技術的に高度になっていくこと、先端技術を取り入れていくことをいいます。

【公共交通機関】

定められた路線を所定の停車を行いながら運行する、不特定の人によって利用される交通機関です。バス、列車、路面電車などの交通機関が含まれます。

【交通結節点】

各種交通機関相互の乗り換え・乗り継ぎなどの接続が行われる場所や施設（鉄道駅、バスターミナルなど）を総称するものです。

【コーホート変化率法】

「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団のことで、「コーホート変化率法」とは、その人口集団が時間的にどのように変化していくのか推計し、将来人口を算出する方法です。

【コミュニティ】

地域社会、地域共同体、近隣社会などと訳されます。一定の広がりをもった近隣住区、小学校区ぐらいの住宅地の地域的な組織のこと、あ

るいは、日常生活圏域としての都市計画の計画単位のことです。今日では、地方自治体の場で、コミュニティ形成の必要性和コミュニティづくりの実践がなされています。

【コミュニティ施設】

公共施設のなかで、地域社会で日常的に利用させる施設のことで、社交やレクリエーションなどで住民が利用する公民館、住民センター、集会所などのことを指しています。

【コミュニティバス】

一定の地域内を交通需要に合わせて運行するバスで、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応するものです。真岡市では、コトベリー号として、真岡駅を中心とした市街地を定時定路線で運行しています。

【コリドールネットワーク】

栃木県では、「とちぎ元気発信プラン」において、交通基盤等を軸に、人、物、情報、技術、産業、文化などが活発に交流し、これらを通して有機的な連携が図られる地域の連なりを“コリドール”と呼んおり、3つのコリドールと3つのサブコリドールから構成されるネットワークの形成を進めています。

《さ行》

【再生可能エネルギー】

太陽光・風力・地熱・水力（中小規模）・バイオマスなどによる発電や太陽熱などの、使い続けても枯渇しない自然由来のエネルギー源のことです。

【市街化区域】

都市計画法第7条では、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と規定

されています。都市計画区域として指定された区域のうち、既に市街地になっている区域や、道路・下水道・公園などの都市の基幹となる施設の整備を重点的に行い建物の建築を誘導していく区域になります。市街化調整区域と対をなしています。なお、市街化区域は、国土の約3.9%を占めています。

【市街化調整区域】

計画的な市街化を図る市街化区域に対し、市街化を抑制する区域(都市計画法第7条)であり、既存の自然的風土や田畑を残しておく区域です。

【市街地開発事業】

計画的な市街地の形成を図るため、道路・公園・下水道などのインフラ整備と併せて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

【事業者】

市内において事業を営み、または活動するものをいいます。(企業などの法人や団体をはじめ、商店や不動産仲介業などを営む個人事業主、医師や税理士などの自由業も事業者に含まれます。)

【社会減】

人口移動において、転入よりも転出が多い場合をいいます。

【集約型都市構造 (コンパクトシティ)】

都市構造の形のことであり、中心市街地や駅周辺などを、都市機能の集約を促進する拠点(集約拠点)として位置づけ、集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、高齢者も含め、多くの人にとっての暮らしやすさと持続的発展を確保するものです。

【集約型都市構造(コンパクトシティ)の概念】

大型商業施設や庁舎など都市構造に重大な影響を及ぼす施設の郊外立地を抑制するとともに、必要とされる居住、商業、生産、行政、教育・文化などの都市機能をバランスよく集積させ、同時にそれらを鉄道やバスなどの交通網を有機的にネットワークさせ、都市的コミュニティの維持・発展、環境面や都市経営コスト面からも持続可能となるような都市づくりを指すものです。

【循環型社会】

循環型社会とは、有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことです。循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されます。

【準防火地域】

市街地の火災の危険を低減するために定められる地域で、建築物の構造に対する制限が一般の地域に比べて厳しくなり、小規模な建物以外は鉄筋コンクリート造などの耐火建築物や準耐火建築物にすることが義務づけられます。(都市計画法第8条第1項第5号)

【生涯学習】

人が生涯を通じて行う主体的な学習活動を行います。例えば、文化・スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動、コミュニティ活動、ボランティア活動などがあります。

個人の学習意識を基本として自らの意思で自己実現を図って、自己の充実した人生を送ることや、社会的存在として共に生きる社会との共存を基調とした「生活の場」を、より「生活しやすい場」へ変えていくことなどの手段になっています。

【親水化】

市街地内の河川などの水辺空間は治水の観点による整備が進んだため、住民と水辺空間が疎遠になったり、生態系が破壊されるなどの弊害が出てきています。そこで河川などの水辺空間を、水や自然と触れ合える空間として位置付けることをいいます。

【親水空間】

河川や水路などで水を観たり触れたりすることにより、水に対する親しみを深めることができる空間のことです。

【浸透性舗装】

道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装のことです。

【浸透ます】

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備のことです。

【スマートインターチェンジ】

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できます。

【生活環境】

住生活を営むうえで安全性、保健性、利便性、快適性などの総合的な状況をいいます。具体的には生活環境施設水準、交通輸送施設の水準、公害や災害からの安全性といった地区単位的生活環境のほか、日照、通風といった建物単位的生活環境があります。

【生活排水処理基本計画】

市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法などの生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

【ゾーニング】

各地域を用途や機能などの観点から区画することをいいます。

【ソフト】

本来は、コンピューターのプログラムをはじめとする利用技術のことをいいます。今日では、物的なもの以外の利用、運用などの事柄を表す言葉として使用されています。

《た行》**【地区計画】**

住民の合意に基づいて、用途地域よりもきめ細かく、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画のことです。(都市計画法第12条の4第1項第1号)

【調整池】

集中豪雨などの局地的な出水により、河川や水路の流下能力を超過する排水、または超過する可能性のある排水を一時的に溜める池のことで、主に土地の開発者が設置する暫定施設に区分されます。

【低炭素まちづくり】

地球温暖化の緩和を目的として、二酸化炭素の排出が少ない社会を目指したまちづくりのことです。

【デマンドタクシー】

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた交通システムです。真岡市では、利用したい日時を電話で予約すると、いちごタクシーが自宅から市内の指定された施設まで送迎します。

【都市機能】

電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業、教育、観光の場としての機能のことです。

【都市基盤の整備】

都市基盤とは、道路、鉄道、河川、公園、学校、その他の公共施設などの都市施設のことをさし、生活の基盤となるこれらの施設の整備は、都市づくりにおいては重要となります。

【都市計画区域マスタープラン】

平成12年(2000年)の都市計画法改正により規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画法第6条の2)のことです。

栃木県が広域的観点から、都市計画区域における、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを定めるものです。具体的には、都市計画の目標、区域区分(市街化区域と市街化調整区域との区分)の決定の有無、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めます。

【都市計画マスタープラン】

平成4年(1992年)の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)のことです

(略して「都市マス」または「市町村マス」)。

【都市計画道路】

都市施設のひとつ。都市計画法に基づいて、あらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、まちづくりの根幹をなすものです。計画にあたっては、交通需要の予測や道路ネットワークとしての機能、景観や防災など道路空間に配慮しながら、市域全体のバランスを考慮して「位置や幅員」などが決められます。

【都市計画法】

都市周辺への無秩序な乱開発を防ぎ、良好な環境を保ちながら道路や建物・施設を整備するなど、適正な土地利用を図るために設けられた「まちづくりの計画」のことを都市計画といい、自治体による建築規制、土地収用などの法的強制力を持っています。この都市計画の内容、決定の手続きなどについて定めたものが都市計画法です。

【都市構造】

人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や物の流れによって形成されるネットワークなどから捉えた都市の骨格のことです。

【都市施設】

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために整備が必要な施設のことです。具体的には、道路、公園・緑地、上下水道などがあります。(都市計画法第11条第1項)

【土地区画整理事業】

道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る土地区画整理法に基づく事業のことです。

【土地利用】

ある地区の土地を、さまざまな用途および形態に使い分けることです。あるいは、土地をもっとも合理的に利用することをいいます。

《は行》**【ハード】**

本来は、コンピューターのデータ処理システムを構成する物理的な機械装置のことをいいます。今日では、道路や公園をはじめとした物的な施設・設備などの事柄を表す言葉として使用されています。

【バリアフリー】

身体障がい者や高齢者などが社会生活を営むうえで支障がないように施設を整備することです。

【建物の不燃化】

建築物の更新の際に耐火建築物または準耐火建築物にすることです。

【防災拠点】

大規模な災害が発生したときに、救援・救護などの活動の拠点となる施設や場所のことです。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用されます。

【歩行者専用道路】

道路法に規定された歩行者専用道路に限定する場合と、これに加え、道路交通法に基づく歩行者専用道路や都市公園法に基づく緑道などを包括して歩行者専用道路と称する場合があります。いずれの場合も歩行者の安全で快適な歩行を確保することにおいては同様の効果を発揮するものであり、歩行のための機能に加え、広場的、公園的機能をもつものです。

【ポテンシャル】

可能性、潜在的に持っている力のことです。

《や行》**【優良な農地】**

一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地、良好な営農条件を備えた農地のことです。

【ユニバーサルデザイン】

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに、できるだけ多くの人が利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことです。

【用途地域】

市街化区域内において、建築物などの用途の混在を防ぎ、住宅地、商業地、工業地として地域が特性をもって発展するよう、土地利用の誘導を図るものです。(都市計画法第8条第1項第1号)用途地域は全部で12種類あり、真岡市においては現在、第二種低層住居専用地域を除く11種類の用途地域が定められています。なお、各用途地域において建築可能な建物の種類は、建築基準法において定められています。

《ら行》**【ライフサイクル】**

従来の「人間の生活周期」というだけでなく、長期的な生活設計や福祉計画立案という意味で使われることもあります。

【ライフスタイル】

従来の「生活様式」というだけでなく、生活に対する新しい行動様式や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもあります。

【ライフライン】

現代都市における市民生活を支える施設あるいは設備をいいます。電気・ガス・水道などの供給システム、下水道・廃棄物処理などの処理システム、さらには交通や通信システムをいいます。これらのシステムは多大な便益をもたらしている半面、高度化・複雑化し、地震などの被害を受けやすく、災害時における社会的影響が懸念されます。そのため、各施設の災害による被害の軽減化や復旧の効率化などの検討とともに、ライフラインシステム全体として統一的・総合的な防災対策が図られることが必要とされています。

【レクリエーション】

人間の生活時間の過ごし方の一つで、仕事や勉強などの疲れを娯楽・休養などにより精神的・肉体的に癒すこと、もしくはそのために行う活動です。類義語としては、レジャー、遊び、観光、行楽などがあります。